

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、的確な行政効果の把握及び事務簡素・合理化等に資するため、下記のとおり改正を行い、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

記

1 「労働基準局報告例規一覧」の改正

(1) 「労働基準局報告例規一覧」の一部を次のように改める。

「3. 安全課関係」「(2) 随時報告」「安衛 5 0 4」の項の次に次の一項を加える。

安衛 5 0 5	手数料収入印紙 ちょう用実績報 告	技能講習手数料の納付があった場合 ただし、4月～3月分を次年度の5月の 最終開庁日までに報告すること	(略)
----------	-------------------------	--	-----

(2) 「5. 労災管理課関係」「(1) 定期報告」の項「報告名」の欄中「保険給付等
経理状況速報」を「保険給付費等経理状況速報」に改める。

(3) 「6. 補償課関係」「(1) 定期報告」「補 4 0 4」の項「報告名」の欄中「労
働福祉事業利用状況報告」を「社会復帰促進等事業利用状況報告」に改める。

2 「監 4 0 2」の改正

「監 4 0 2 監督指導業務及び措置状況等報告」の一部を次のように改める。

(1) 「監 4 0 2 監督指導業務及び措置状況等報告(その2) 関係行政機関等と
の相互通報制度等の運用状況」を別紙 1 のとおりとする。

(2) 「監 4 0 2 (その2) 記載要領」中「4.」の項を削り、「5.」を「4.」とし、
「6.」を「5.」とし、「7.」を「6.」とし、「6.」の項中「(5)」を削る。

3 「安衛408」の改正

「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告」の一部を次のように改める。

- (1) 「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(8)」及び「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(9)」を削る。
- (2) 「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告 システム報告要領」 「I 操作手順」の項「2 報告の集計・作成」中「2.7「手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(8)」の作成」及び「2.8「手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(9)」の作成」の二項を削り、「2.9」を「2.7」とし、「2.10」を「2.8」とする。

なお、これに伴い、「I 操作手順」等について、次のように改める。

- ・ 「I 操作手順」の「操作の流れ」の欄中「2.7(その一)の(8)」及び「2.8(その一)の(9)」を削り、「2.9」を「2.7」とし、「2.10」を「2.8」とする。
- ・ 「II 留意事項」の項「1 基本的な作業の流れ」の図中「手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(8)」及び「手数料収入印紙ちょう用実績報告(その一)の(9)」に係る行を削り、「5 報告の検索」の「(2)」の項中「(その一)の(8)(9)」を削る。

4 「安衛505」の追加

「安衛505 手数料収入印紙ちょう用実績報告(1)」及び「安衛505 手数料収入印紙ちょう用実績報告(2)」を別紙2のとおりとする。

5 「管101」の改正

「管101 保険給付費等経理状況速報(労災勘定)」を別紙3のとおりとする。

6 「補404」の改正

「補404 社会復帰促進等事業利用状況報告」を次のように改める。

- (1) 「補404 社会復帰促進等事業利用状況報告」を別紙4のとおりとする。
- (2) 「補404 記載要領」を次のように改める。
 - ア 「A 外科後処置利用状況」を「2 外科後処置利用状況」に改める。
 - イ 「B 特別栄養食等の支給状況」を削る。
 - ウ 「C 介護料支給状況」を「3 介護料支給状況」に改める。
 - エ 「D アフターケア実施状況」を削る。
 - オ 「E アフターケア通院費支給状況」を削る。
 - カ 「F 義肢等の支給・修理状況及び採型指導料の支給状況」を「1 義肢等補装具の支給・修理状況及び採型指導料の支給状況」に改める。

キ 「G 温泉保養利用状況」を「5 温泉保養利用状況」に改める。

ク 「H 旅費の支給状況」を「4 旅費の支給状況」に改める。

7 「補405」の改正

「補405 中小事業主等特別加入状況報告」の一部を次のように改める。

- (1) 「補405 中小事業主等特別加入状況報告」の「A 中小事業主等」の項中「業種」の欄「9405 (医薬品配置販売業)」に係る行を削り、「業種」の欄「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」に係る行の次に次の一項を加える。

9801 (医薬品配置販売業)	()	()
-----------------	-----	-----

- (2) 「補405 記載要領」の一部を次のように改める。

1 「中小事業主等の特別加入状況」

- (3) 「95 農業又は海面漁業以外の漁業」のうち「9501 農業」欄には、「9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業」に該当する事業主及び家族従事者の数を、また、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」のうち「9801 (医薬品配置販売業)」欄には、卸売・小売業のうち医薬品配置販売業に該当する事業主及び家族従事者の数をそれぞれ内数で記入すること。

8 「勤503」の改正

「勤503 地方最低賃金審議会審議状況等報告」を別紙5のとおりとする。

9 「労働基準局報告例規基準業種分類表」の改正

「労働基準局報告例規基準業種分類表」を別紙6のとおりとする。

監 4 0 2 監督指導業務及び措置状況等報告

平成 年 1月～12月分

(その2) 関係行政機関等との相互通報制度等の運用状況

労働局

事項	区分 件数	地方運輸機関	警察機関	出入国管理機関	建設行政機関		職業安定行政	
					労基法等違反	賃金不払立替払勧告	派遣労働者	障害者である労働者
提 通 供 報 等 又 の は 状 情 報	行った件数 (A)	()	/	()	()	()	()	()
	受けた件数 (B)	()	/	()	()	()	()	()
処 理 状 況	(A)について関係 行政機関から回 報のあった件数	()	/	【 () 】 ()	()	()	()	()
	(B)について監督 機関が処理した 件数	()	()	()	()	/	【 () 】 ()	()

安衛505 手数料収入印紙ちよう用実績報告の(1)

(平成 年度分)

(イ) 技能講習手数料

労働局

種 別	単 価	件 数
船内荷役作業主任者	全部免除	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	学科一部免除(大臣指定) 告示第1条第1項の表中第1号 学科一部免除(大臣指定) 告示第1条第1項の表中第2号 学科一部免除(大臣指定) 告示第1条第1項の表中第3号	
床上操作式クレーン運転	実技全部免除 学科一部・実技一部免除	
小型移動式クレーン運転	学科一部免除 実技全部免除 学科一部・実技一部免除	
フォークリフト運転	学科一部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第2項の表中第1号	
ヨベルローダー等運転	学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第2項の表中第2号 学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第2項の表中第3号	
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転	学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第3項の表中第1号 学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第3項の表中第2号 解体用技能講習修了者(大臣指定)	
車両系建設機械(基礎工事用)運転	学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第4項の表中第1号 学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第4項の表中第2号 移動式クレーン運転士免許者	
車両系建設機械(解体用)運転	学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第5項の表中第1号 学科一部・実技一部免除(大臣指定) 告示第1条第5項の表中第2号 整地・運搬・積込み用及び掘削用技能講習修了者	
不整地運搬車運転	学科一部免除 実技一部免除 学科一部・実技一部免除	
高所作業車運転	学科一部免除(大臣指定) 告示第1条第6項の表中第1号 学科一部免除(大臣指定) 告示第1条第6項の表中第2号	
玉掛	実技一部免除 学科一部・実技一部免除 玉掛け業務経験者(大臣指定)特別教育無し 玉掛け業務経験者(大臣指定)特別教育有り	
木材加工用機械作業主任者	全部免除	
プレス機械作業主任者	全部免除	
乾燥設備作業主任者	全部免除	
コンクリート破砕器作業主任者	全部免除	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	全部免除	
ずい道等の掘削等作業主任者	全部免除	
ずい道等の覆工作業主任者	全部免除	

型枠支保工の組立て等作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
足場の組立て等作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
鋼橋架設等作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
コンクリート橋架設等作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
採石のための掘削作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
はい作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
木造建築物の組立て等作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	全学	科	一	部	免	部	除
ガス溶接	全学	科	一	部	免	部	除
ボイラー取扱	全学	科	一	部	免	部	除

安衛505 手数料収入印紙ちょう用実績報告の(2)
(平成 年度分)

労働局

(口) 技能講習手数料

種 別	単 価	件 数
鉛 作 業 主 任 者	全 部	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	全 部	
石 綿 作 業 主 任 者	全 部	
有 機 溶 剤 作 業 主 任 者	全 部	
酸素欠乏危険作業主任者	全 部	
	一 部 免 除	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	全 部	
	一 部 免 除	

管 1 0 1 保 險 給 付 費 等 經 理 狀 況 速 報
(勞 災 勘 定)

局 番 号

勞 働 局
(平 成 年 月 末 日 現 在)

1. 保 險 給 付 費 經 理 狀 況 速 報

区 分	(1) 支出負担行為 計画示達額累計	(2) 支出済額累計	(3) 支払済額累計	(4) 支払未済額	(5) 差引過△不足額 (1)-[(3)+(4)]	(6) 示達希望額	備 考
保 險 給 付 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

2. 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費 經 理 狀 況 速 報

区 分	(1) 支出負担行為 計画示達額累計	(2) 支出済額累計	(3) 支払済額累計	(4) 支払未済額	(5) 差引過△不足額 (1)-[(3)+(4)]	(6) 示達希望額	備 考
介 護 料 支 給 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
勞 災 就 学 等 援 護 費							
勞 災 援 護 給 付 金							
社 会 復 帰 促 進 等 旅 費							
補 装 具 等 支 給 費							
社 会 復 帰 促 進 等 事 業 委 託 費							

作 成 責 任 者 氏 名

3. 業 務 取 扱 費 經 理 狀 況 速 報

区 分	(1) 支出負担行為 計画示達額累計	(2) 支出済額累計	(3) 支払済額累計	(4) 支払未済額	(5) 差引過△不足額 (1)-[(3)+(4)]	(6) 示達希望額	備 考
証 人 等 旅 費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
障 害 等 級 等 認 定 庁 費							
賠 償 償 還 及 払 戻 金							

補404 社会復帰促進等事業利用状況報告

関係帳簿等
照合済印

統計責任者
氏名

局番号

1 義肢等補装具の支給・修理状況及び採型指導料の支給状況

平成 年度分

支給種目	新規			継続			合計		
	実人員	支給個数 (件数)	金額	実人員	支給個数 (件数)	金額	実人員	支給個数 (件数)	金額
(1) 義肢	人	個	円	人	個	円	人	個	円
殻構造義肢									
骨格構造義肢									
筋電動義手									
(2) 上肢・下肢装具									
(3) 体幹装具									
(4) 座位保持装置									
(5) 盲人安全つえ									
(6) 義眼									
(7) 眼鏡									
) 点字器									
(9) 補聴器									
(10) 人工喉頭									
(11) 車いす									
(12) 電動車いす									
(13) 歩行車									
(14) 収尿器									
人工膀胱用									
簡易型									
(15) ストマ用装具									
(16) 歩行補助つえ									
(17) かつら									
(18) 洗腸器付排便剤									
(19) 褥瘡予防用敷ふとん									
(20) 介助用リフター									
(21) フローテーションパッド									
(22) ギャッチベッド									
採型指導料		件			件			件	
修理の費用		件			件			件	
合計									

2 外科後処置利用状況

区分	実人員		金額
	入院	通院	
合計	人	人	円
労災病院			
その他の委託病院			

4 旅費の支給状況

区分	実人員	金額
合計	人(人)	円
外科後処置	()	
義肢・装具・かつらの支給、 修理及び採型指導	()	
義眼装嵌	()	
温泉保養	()	

3 介護料支給状況

区分	実人員(新規)	金額
CO 常時監視・介助	人(人)	円
常時監視・随時介助	()	
常時監視	()	

5 温泉保養利用状況

区分	枚数又は日数	金額
温泉保養券	枚	円
保養日数	日	

(注1) 「1 義肢等補装具の支給・修理状況及び採型指導料の支給状況」中「採型指導料」及び「修理の費用」については、「件数」を「支給個数」の欄に記入すること。
 (注2) 斜線の欄については、記入の必要はないこと。

勤503 地方最低賃金審議会審議状況等報告(諮問・答申用)

様式第1号

労働局

決定事項 (答申決定件名等)	区 分		新設・改正・廃止		
審議会等開催状況	区 分	開催回数	開催年月日	審議概要(審議事項、決定事項等)(注1)	
			年 月 日	諮問	
	審議会(本審)	合計	回開催	年 月 日	答申
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
	専門部会	合計	回開催	年 月 日	採決(注2)
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
意見書提出	労働者	件			
	使用者	件			
意見聴取	労働者	労働者	人		
	使用者	使用者	人		
	その他	()	人		
採決状況	審 議 会				
	区 分	公益代表	労働者代表	使用者代表	
	賛 成				
	反 対				
	保 留				
	欠 席				
	専 門 部 会				
	区 分	公益代表	労働者代表	使用者代表	
	賛 成				
	反 対				
保 留					
欠 席					
異議申出に係る公示	年 月 日実施				
異議申出期間	年 月 日まで				
異議申出に係る審議会開催予定	年 月 日				
その他参考事項					

注1 産業別最低賃金の改正等の申出がなされた場合はその旨記入すること。

注2 産業別最低賃金については、必要性審議と金額審議に係る採決の年月日をそれぞれ記入すること。

記載要領

- 1 審議会で答申がなされた場合及び審議会ですべて重要な事項が審議された場合の報告については、本様式によること。
- 2 審議会等開催状況については、諮問、答申以外に意見聴取や視察の実施等特筆すべき審議がなされた場合にその年月日及び審議概要を記載すること。
- 3 その他参考事項には、特に参考となると思われる事項があれば記入すること。

添付資料

最低賃金の決定等について答申がなされた場合(最低賃金審議会令第6条第5項が適用された場合を含む。)には、最低賃金件名毎に次の書類を添付すること。なお、官報公示が必要とされない場合は(4)を省略すること。

- (1)最低賃金の決定(改正)に伴う影響測定指標(別表)
- (2)専門部会報告写し
- (3)答申文写し
- (4)公示文案
- (5)最低賃金に関する基礎調査結果のうち、地域別最低賃金については、地域別最低賃金適用産業、賃金階級区分別賃金分布表(全県)を、産業別最低賃金については、当該産業別最低賃金適用産業、賃金階級区分別賃金分布表(全県)

別 表

決定
最低賃金の に伴う影響測定指標
改正

労働局

最低賃金額	(1) 改正後の金額	円
	(2) 改正前の金額	円
(3) 適用労働者数		人
未満率	(4) 改正前の最低賃金額を下回る労働者数	人
	(5) 未満率 $((4)/(3) \times 100)$	%
影響率	(6) 改正後の最低賃金額を下回る労働者数	人
	(7) 影響率 $((6)/(3) \times 100)$	%

記載要領

1. 本表は、最低賃金に関する基礎調査(以下「基礎調査」という。)結果に基づき記入すること。
2. 最低賃金額が2以上になる場合には、それぞれについて本表を作成すること。
3. 「(3)適用労働者数」欄には、基礎調査における復元母集団労働者数を記入すること。
4. (5)及び(7)の端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入すること。

勤503 地方最低賃金審議会審議状況等報告(異議申出用)

様式第2号

労働局

決定事項 (答申決定件名等)		区分	新設・改正・廃止
異議申出に係る公示	年 月 日実施		
異議申出期間	年 月 日まで		
異議申出に係る審議会開催状況	年 月 日開催		
異議申出件数	労働者	件	
	使用者	件	
	その他	件	
異議申出に係る審議結果	(審議概要)		
その他参考事項			

記載要領

異議申出について審議した結果、審議会の当初答申を変更する答申がなされた場合には、様式第1号による報告を改めて行うこと。

添付資料

異議申出書写し

勤 5 0 3 地方最低賃金審議会審議状況等報告

様式第3号 (法第11条に基づく申請の場合)

労働局

法 第 11 条 (1) 新設・改正 (回) ・廃止 (2) 諮問予定年月日 平成 年 月 日					
(3) 件 名					
(4) 申請受理年月日					
(5) 申請代表者					
(6) 業種名 (職業又は地域)					
(7) 適用地域					
(8) 法第12条に基づく公示予定年月日 平成 年 月 日					
規 模 別					
		計	1～49人	50～299人	300人以上
(9) 労働者数・使用者数	事 項 別				
	(イ) 適用を受けるべき労働者の総数				
	(ロ) 当該労働協約の適用を受けている労働者数				
	(ハ) (イ)の労働者を使用する使用者の総数				
	(ニ) 当該労働協約の適用を受けている使用者数				
(10) 当該労働協約の当事者である労働組合数及び使用者 (団体の場合は団体) 数		労働組合数		使用者 (団体の場合は団体) 数	
(11) 当該労働協約により定められた賃金の最低額					
(12) 改正又は廃止の場合 は旧最低賃金の内容		公示年月日・公示番号: 平成 年 月 日 第 号			
		適用使用者数 (総数):		最低賃金額:	
		適用労働者数 (総数):		人 円	
(13) 答申予定年月日 平成 年 月 日					
(14) 備 考					

記 載 要 領

1. 最低賃金法第11条に基づく申請がなされた場合の報告については、本様式によること。
2. 「(1)新設・改正 (回) ・廃止」欄は、その該当する事項を () で囲むこと。
3. 「(6)業種名 (職業又は地域)」欄のうち業種名又は職業名は、申請書に記載された適用を受けるべき労働者の範囲等から予想される業種名又は職業名を、原則として、日本標準産業分類の小分類又は日本標準職業分類の小分類により記入すること。
4. 「(9)労働者数・使用者数」欄の規模区分は、事業場規模により記入すること。ただし、職業別最低賃金の場合は、「計」欄のみを記入すること。
5. 「労働者数・使用者数」欄の(ハ)、(ニ)の使用者数には事業主 (法人の場合は法人) の数を記入すること。
6. 「(13)答申予定年月日」欄は、記入可能な場合にのみ記入すれば足りること。
7. 改正の場合であって、適用使用者数又は適用労働者数が改正前と比較して著しく差があるときは、その理由を「(14)備考」欄に記入すること。
8. 廃止の場合には、(1)～(5)、(8)、(12)及び(13)欄について記入すること。

添 付 資 料

1. 申請書の写し
2. 当該労働協約の写し (関係部分の抜すいでも差しつかえない。)
3. 法第12条に基づく公示案
4. 実態調査報告書 (実態調査を実施した場合に限る。)
5. その他必要書類

2 労働基準局報告例規基準業種分類表

業 種 分 類	日本標準産業分類等
1 (製造業)	
1.1 食料品製造業	0113 (もやし製造業に限る。), 0131 (脱穀業、ライスセンターに限る。), 0132 (共同選果・選別場に限る。), 09, 101~104
1.1.1 肉製品、乳製品製造業	091
1.1.2 水産食料品製造業	092
1.1.3 農産保存食料品製造業	093
1.1.4 パン、菓子製造業	097
1.1.5 酒類製造業	102
1.1.6 飲料(酒類を除く。)製造業	101
1.1.9 その他の食料品製造業	0113 (もやし製造業に限る。), 0131 (脱穀業、ライスセンターに限る。), 0132 (共同選果・選別場に限る。), 094~096, 098, 099, 103, 104
1.2 繊維工業	111(1112 及び 1113 を除く。), 112~ 115, 1166~1169, 1172, 1173 (ニット製 に限る。), 1182~1186 (ニット製に限 る。)
1.2.1 製糸業	1111
1.2.2 紡績業	1114~1119
1.2.3 織物業	112
1.2.4 染色整理業	114
1.2.9 その他の繊維工業	113, 115, 1166~1169, 1172, 1173 (ニッ ト製に限る。), 1182~1186 (ニット製 に限る。)
1.3 衣服その他の繊維製品製造業	1161~1165, 1171, 1173 (ニット製を除 く。), 1174, 1181, 1182~1186 (ニット 製を除く。), 1189, 119

業 種 分 類	日本標準産業分類等
1.3.1 外衣下着製造業 1.3.9 その他の繊維製品製造業	1161～1165, 1171, 1173 (ニット製を除く。), 1174, 1181, 1182～1186 (ニット製を除く。), 1189, 119
1.4 木材・木製品製造業 1.4.1 製材業 1.4.2 合板製造業 1.4.9 その他の木材・木製品製造業	12 (1292を除く。), 3295 (木型製造業に限る。) 121 122 123, 129 (1292を除く。), 3295 (木型製造業に限る。)
1.5 家具・装備品製造業 1.5.1 木製家具製造業 1.5.2 金属製家具製造業 1.5.3 建具製造業 1.5.9 その他の家具・装備品製造業	13 1311 1312 133 1313, 132, 139
1.6 パルプ・紙・紙加工品製造業 1.6.1 パルプ・紙製造業 1.6.2 紙加工品製造業 1.6.9 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	14 141, 142 143～145 149
1.7 印刷・製本業 1.7.1 印刷業 1.7.2 製本業 1.7.9 その他の印刷・製本業	15, 413 (印刷部門に限る。), 414 (印刷部門に限る。), 9211 (速記業を除く。), 9212 413 及び 414 (印刷部門に限る。), 151, 152 153 159, 9211 (速記業を除く。), 9212
1.8 化学工業 1.8.1 無機・有機化学工業製品製造業	1112, 16～20 162, 163

業 種 分 類	日本標準産業分類等
1.8.2 化学繊維製造業	1112
1.8.3 医薬品製造業	165
1.8.4 石油製品・石炭製品製造業	17
1.8.5 プラスチック製品製造業	18
1.8.6 ゴム製品製造業	19
1.8.7 皮革・同製品製造業	20
1.8.8 塗料製造業	1644, 1645
1.8.9 化学肥料製造業	161
1.8.99 その他の化学工業	1641～1643, 1646, 1647, 166, 169
1.9 窯業土石製品製造業	1133, 21
1.9.1 セメント・同製品製造業	212
1.9.2 ガラス・同製品製造業	211
1.9.3 陶磁器・同関連製品製造業	214
1.9.4 耐火物製造業	215
1.9.5 その他の窯業	213
1.9.9 その他の土石製品製造業	1113, 216～219
1.10 鉄鋼業	22
1.10.1 製鉄・製鋼・圧延業	221～224, 225 (2251, 2252 を除く。)
1.10.2 鋳物業	2251, 2252, 2293
1.10.9 その他の鉄鋼業	229 (2293 を除く。)
1.11 非鉄金属製造業	23
1.11.1 非鉄金属精錬・圧延業	231～233
1.11.2 非鉄金属鋳物業	235 (2355 を除く。)
1.11.9 その他の非鉄金属製造業	234, 2355, 239
1.12 金属製品製造業	24, 3251 (金属製のものに限る。)
1.12.1 洋食器・刃物製造業	242
1.12.2 ねじ等製造業	248
1.12.3 金属プレス製品製造業	245 (2453 を除く。), 3251 (金属製のものに限る。)
1.12.4 めっき業	2462, 2464

業 種 分 類	日本標準産業分類等
1. 12. 9 その他の金属製品製造業	241, 243, 244, 2453, 246 (2462, 2464 を除く。), 247, 249
1. 13 一般機械器具製造業	25, 26, 27, 323, 3297
1. 13. 1 機械 (精密機械を除く。) 器具製造業	25, 26, 270~272
1. 13. 2 計量器・測定器製造業	273
1. 13. 3 光学機械・レンズ製造業	275, 3297
1. 13. 4 時計・同部品製造業	323
1. 13. 9 その他の精密機械器具製造業	274, 2738, 276
1. 14 電気機械器具製造業	28, 29, 30
1. 14. 1 重電機製造業	290~292
1. 14. 2 軽電機製造業	2832, 293, 294, 296, 297, 30
1. 14. 3 電子機器用・通信機器用部品製造業	28 (2832 を除く。)
1. 14. 9 その他の電気機械器具製造業	295, 299
1. 15 輸送用機械等製造業	31
1. 15. 1 造船業	313 (3134 を除く。)
1. 15. 2 自動車・同付属品製造業	311
1. 15. 3 鉄道車両・同部分品製造業	312
1. 15. 9 その他の輸送用機械等製造業	3134, 314, 315, 319
1. 16 電気・ガス・水道業	33, 34, 35, 36
1. 16. 1 電気業	331
1. 16. 2 ガス業	341
1. 16. 3 水道業	361~363
1. 16. 9 その他	351

業 種 分 類	日本標準産業分類等
<p>1.17 その他の製造業</p> <p>1.17.1 自動車整備業</p> <p>1.17.2 機械修理業</p> <p>1.17.3 クリーニング業</p> <p>1.17.4 たばこ製造業</p> <p>1.17.9 その他</p>	<p>105, 106, 1292, 32 (323, 3297, 3251 (金属製のものに限る。), 3295 (木型製造業に限る。)を除く。), 484, 781 (7812を除く。), 7891, 7993 (取次店を除く。), 793, 8841, 7999 (古綿打直し業に限る。), 89, 90, 8361</p> <p>89</p> <p>901</p> <p>781 (7812を除く。), 7891 (洗張業に限る。)</p> <p>105</p> <p>106, 1292, 32 (3251 (金属製のものに限る。), 323, 3295 (木型製造業に限る。), 3297を除く。), 484, 7891 (染物業に限る。), 7993 (取次店を除く。), 793, 7991, 7999 (古綿打直し業に限る。), 909, 8361</p>
<p>2 (鉱 業)</p> <p>2.1 石炭鉱業</p> <p>2.1.1 一般石炭鉱業</p> <p>2.1.9 その他の石炭鉱業</p> <p>2.2 土石採取業</p> <p>2.2.1 採石業</p> <p>2.2.2 砂利採取業</p> <p>2.2.9 その他の土石採取業</p> <p>2.3 その他の鉱業</p> <p>2.3.1 金属鉱業</p>	<p>052</p> <p>0521 (石炭選別業を除く。)</p> <p>0521 (石炭選別業に限る。), 0522</p> <p>054 及び 055 (鉱山保安法の適用のないもの)</p> <p>上記のうち採石法の適用のあるもの</p> <p>上記のうち砂利採取法の適用のあるもの</p> <p>上記のうち上記2分類を除いたもの</p> <p>051, 053, 054 及び 055 (鉱山保安法の適用のあるもの), 059</p> <p>051</p>

業 種 分 類	日本標準産業分類等
4 (運輸交通業) 4.1 鉄道・軌道・水運・航空業 4.1.1 鉄道・軌道業 4.1.2 水運業 4.1.3 航空業 4.2 道路旅客運送業 4.2.1 ハイヤー・タクシー業 4.2.2 バス業 4.2.9 その他の道路旅客運送業 4.3 道路貨物運送業 4.3.1 一般貨物自動車運送業 4.3.2 特定貨物自動車運送業 4.3.3 貨物軽自動車運送業 4.3.9 その他の道路貨物運送業 4.4 その他の運輸交通業 4.4.9 その他	 42, 45, 46 42 45 46 43 432 431, 433 439 44 (444, 4499 (三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を除く。) 441 442 443, 4499 (無償貨物自動車運送業を除く。) 4499 (三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。) 485 485
5 (貨物取扱業) 5.1 陸上貨物取扱業 5.1.1 陸上貨物取扱業 5.2 港湾運送業 5.2.1 一般港湾運送業 5.2.2 港湾荷役業 5.2.9 その他の港湾運送業	 444, 482, 483 (陸上) 444, 482, 483 (陸上) 481, 483 (水上) 上記のうち港湾運送事業法第3条第1号の事業 上記のうち港湾運送事業法第3条第2号の事業 上記2分類以外のもの

業 種 分 類	日本標準産業分類等
<p>6 (農林業)</p> <p>6.1 農業</p> <p>6.1.1 農業</p> <p>6.2 林業</p> <p>6.2.1 木材伐出業</p> <p>6.2.9 その他の林業</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <p>011 (0113 (もやし製造業に限る。))を 除く。), 0131 (脱穀業、ライスセンタ ーを除く。), 0132 (共同選果・選別場 を除く。), 0133, 014のうち土木工事 を伴わないもの</p> <hr/> <p>011 (0113 (もやし製造業に限る。))を 除く。), 0131 (脱穀業、ライスセンタ ーを除く。), 0132 (共同選果・選別場 を除く。), 0133, 014のうち土木工事 を伴わないもの</p> <hr/> <p>021~024, (029 (狩猟業に限る。))を除 く。)</p> <hr/> <p>022</p> <hr/> <p>021, 023, 024, 029 (狩猟業を除く。)</p>
<p>7 (畜産・水産業)</p> <p>7.1 畜産業</p> <p>7.1.1 畜産業</p> <p>7.2 水産業</p> <p>7.2.1 漁業</p> <p>7.2.9 その他の水産業</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <p>012, 0134, 029 (狩猟業に限る。)</p> <hr/> <p>012, 0134, 029 (狩猟業に限る。)</p> <hr/> <hr/> <p>031, 032, 041, 042</p> <hr/> <p>031, 032</p> <hr/> <p>041, 042</p>
<p>8 (商 業)</p> <p>8.1 卸売業</p> <p>8.1.1 各種商品卸売業</p> <p>8.1.2 家具・建具・じゅう器等卸売 業</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <p>50~55(5598については代理商に限る。) , 682 (代理商に限る。)</p> <hr/> <p>50</p> <hr/> <p>551</p> <hr/>

業 種 分 類	日本標準産業分類等
8.1.9 その他の卸売業	51～54, 552, 553, 559 (5598 については 代理商に限る。), 682 (代理商に限る。)
8.2 小売業	56～61
8.2.1 各種商品小売業	56
8.2.2 自動車小売業	591 (5914 を除く。)
8.2.3 家具・建具・じゅう器小売業	601, 602
8.2.4 燃料小売業	605
8.2.5 新聞販売業	6063
8.2.9 その他の小売業	57, 58, 77, 5914, 592, 593, 603, 604, 606 (6063 を除く。) ～609, 61
8.3 理美容業	782, 783, 7892
8.3.1 理容業	782
8.3.2 美容業	783, 7892
8.4 その他の商業	413 及び 414 (印刷部門を除く。), 471, 472, 681, 69, 794, 7952, 7961, 70, 3922 (調査研究を伴わないものに限る。), 4161 (放送局支局を除く。)
8.4.1 倉庫業	471, 472
8.4.9 その他	413 及び 414 (印刷部門を除く。) 681, 69, 794, 7952, 7961, 70, 3922 (調査研究 を伴わないものに限る。), 4161 (放送 局支局を除く。)
9 (金融・広告業)	
9.1 金融業	62～67
9.1.1 銀行・信託業	621, 622, 63, 641～643, 6491, 6492, 6499
9.1.2 証券業・商品取引業	651 (6513 を除く。), 652, 6617, 6618, 6619 (その他取引所に限る。)
9.1.3 保険業	67

業 種 分 類	日本標準産業分類等
9.1.9 その他の金融業 9.2 広告・あっせん業 9.2.1 旅行業 9.2.9 その他の広告・あっせん業	<hr/> 6493, 6513, 6611～6616 <hr/> 791, 4891, 5598 及び 682 (代理商を除く。), 7812, 73, 911 <hr/> 791 <hr/> 4891, 5598 及び 682 (代理商を除く。), 7812, 73, 911 <hr/>
10 (映画・演劇業) 10.1 映画・演劇業 10.1.1 映画製作・配給業 10.1.2 映画館 10.1.9 その他の映画・演劇業	<hr/> <hr/> 801, 802, 411, 4169 <hr/> 411 <hr/> 801 <hr/> 802, 4169 <hr/>
11 (通信業) 11.1 通信業 11.1.1 通信業	<hr/> <hr/> 86, 37, 49, 38, 4161 (放送局支局に限る。) <hr/> 86, 37, 49, 38, 4161 (放送局支局に限る。) <hr/>
12 (教育・研究業) 12.1 教育・研究業 12.1.1 自動車教習所 12.1.2 ソフトウェア業 12.1.9 その他の教育研究業	<hr/> <hr/> 391, 3922 (調査研究を伴うものに限る。), 3929, 81, 82 (8222 を除く。), 8048, 71, 933 <hr/> 8172 (自動車教習所に限る。) 及び 8222 <hr/> 391 <hr/> 3922 (調査研究を伴うものに限る。), 3929, 81 (自動車教習所を除く。), 82 (8222 を除く。), 8048, 71, 933 <hr/>

業 種 分 類	日本標準産業分類等
13 (保健衛生業) 13.1 医療保健業 13.1.1 病院 13.1.2 一般診療所 13.1.9 その他の医療保健業 13.2 社会福祉施設 13.2.1 社会福祉施設 13.3 その他の保健衛生業 13.3.1 浴場業 13.3.9 その他	 83 (8361 を除く。), 84 (8492, 8493, 8499 を除く。), 8542 831 832 833~835, 8369, 841, 842, 8491, 8542 85 (851, 852 を除く。) 853~859 784, 785 (個室付浴場業を除く。), 849 (8491 を除く。) 784, 785 (個室付浴場業を除く。) 849 (8491 を除く。)
14 (接客娯楽業) 14.1 旅館業 14.1.1 旅館業 14.2 飲食店 14.2.1 一般飲食店 14.2.9 その他の飲食店 14.3 その他の接客娯楽業 14.3.1 ゴルフ場 14.3.2 公園・遊園地 14.3.9 その他	 751, 752 751, 752 76 76 (7622, 765, 766 を除く。) 7622, 765, 766 753, 759, 785 (個室付浴場業に限る。), 80 (801, 802, 8048 を除く。) 8043 805 753, 759, 785 (個室付浴場業に限る。), 7962, 803~809 (8043, 8048, 805 を除く。)

業 種 分 類	日本標準産業分類等
15 (清掃・と畜業) 15.1 清掃・と畜業 15.1.1 ビルメンテナンス業 15.1.2 産業廃棄物処理業 15.1.3 その他の廃棄物処理業 15.1.4 火葬業 15.1.5 と畜業 15.1.9 その他の清掃・と畜業	 7951, 922 (清掃関係に限る。), 9292, 88, 952 922 (清掃関係に限る。) 882 881, 889 7951 952 9292
16 (官公署) 16.1 官公署 16.1.1 官公署	 851 (社会保険事務所に限る。), 852, 96 ~98 851 (社会保険事務所に限る。), 852, 96~98
17 (その他の事業) 17.1 派遣業 17.1.1 派遣業 17.2 その他の事業 17.2.1 警備業 17.2.2 情報処理サービス業 17.2.9 その他	 労働者派遣事業法第2条第3号の労働者派遣事業 9231 3921 上記以外の事業

注：1 個々の事業場がどの業種分類に該当するかは、その主たる事業の実態によって個別に判断すべきものであること。

2 この業種分類と日本標準産業分類との対比表は、上記の判断を行うに当たり参考とすべき一応の目安を示したものであること。

3 日本標準産業分類中、0131, 0134, 489, 746, 799, 951, 959 等及び管理、補

助的経済活動を行う事業所については、業種分類との対応関係が必ずしも相互に一致しないことから、事業の実態に即した個別の判断が特に必要となるものであること。

- 4 建設業の分類については、別添を参照のこと。
- 5 社会福祉施設等、個別に示されたものはもとより、労基法別表第1各号の適用について示された解釈例規に留意すること。